

教員養成フラッグシップ大学について

1. 教員養成フラッグシップ大学 創設の目的、役割

「令和の日本型学校教育」を担う教師の育成を先導し、教員養成の在り方自体の変革を牽引する役割を果たす大学について、文部科学大臣が教員養成フラッグシップ大学として指定する制度。

教員養成フラッグシップ大学においては、①先導的・革新的な教員養成プログラム・教職科目の研究・開発（※）、②全国的な教員養成ネットワークの構築と成果の展開、③取組の検証を踏まえた教職課程に関する制度の改善への貢献等が求められる。

（※）先導的・革新的な教員養成プログラム・教職科目の研究・開発における重点課題

- 学習者中心の授業デザイン・学習活動デザインについての理解増進、ファシリテーターとしての教師の役割についての意識向上
- 教育学や教師教育学、学習科学等に基づく省察的実践（仮説設定、教育実践、省察）を通じて学び続ける教師としての意識・態度の育成
- 学習者中心の視点に立った教職科目体系の見直し（教科専門を含む）
- 教師・保護者・地域・専門家等と協働する態度や、協働できる環境を整える組織マネジメントの資質・能力の育成
- 学校現場における教育データサイエンスの活用やSTEAM教育を先導する人材の育成
- 障害のある児童生徒、外国人児童生徒、不登校、経済的に困難な家庭の児童生徒、特定分野に特異な才能のある児童生徒等、多様な子供への理解・対応力
- 学部と教職大学院の一体的な教員養成カリキュラムの検討、現職教員研修（教員育成指標）との連携の在り方の検討

2. 指定大学（令和4年3月（指定））

・東京学芸大学 ・福井大学 ・大阪教育大学 ・兵庫教育大学

3. 制度上の特例

- 文部科学大臣が教員養成フラッグシップ大学として指定した大学（以下、「指定大学」）において、免許状の取得のため修得が必要な「大学が独自に設定する科目」として、「指定大学が加える科目」を充てることが可能。また、専修・一種免許状の授与における必要単位数について、二種免許状に係る単位数を差し引いた単位数まで、「指定大学が加える科目」の単位数を充てることが可能【教育職員免許法施行規則】
- 指定した大学の教職大学院において、告示※に定める「共通5領域」の必修単位数を弾力化するとともに、その一部に代えて、大学が設定する新たな領域科目を修得することによって、教職修士（専門職）を取得することを可能とする

※ 専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成十五年三月三十一日 文部科学省告示）

4. 制度改善に向けた具体的な取組

- 指定大学は、毎年度教員養成フラッグシップ大学推進委員会に取組の効果に関するエビデンスを提供し、専門的知見に基づく助言を受けるとともに、推進委員会で行われる評価・検証を通じ、「令和の日本型学校教育」に対応した新たな教職課程のモデル開発に協力する
- 指定大学は、中央教育審議会での議論等に貢献する取組や提言等を行う

5. スケジュール

取組開始（令和4年4月）→ 中間評価（令和6年度）→ 最終評価（令和8年度）

<特例のイメージ：小学校の普通免許状を取得する場合>

	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	イ 教科に関する専門的事項 ロ 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）（一種：各教科、二種：6以上の教科についてそれぞれ1単位以上修得）	30	30	16
		差分14単位 (30-16)		
教育の基礎的理解に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解（1単位以上修得） ヘ 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	10	6
		差分4単位 (10-6)		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	イ 道徳の理論及び指導法（一種：2単位、二種：1単位） ロ 総合的な学習の時間の指導法 ハ 特別活動の指導法 ニ 教育の方法及び技術 ホ 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法（1単位以上修得） ヘ 生徒指導の理論及び方法 ト 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 チ 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	10	10	6
		差分4単位 (10-6)		
教育実践に関する科目	イ 教育実習（学校インターンシップ（学校体験活動）を2単位まで含むことができる。）（5単位） ロ 教職実践演習（2単位）	7	7	7
大学が独自に設定する科目	指定大学が加える科目を充てることが可能	26	2	2
		83	59	37

**計22単位
(14+4+4)
まで
指定大学が
加える科目
を充てることが
可能**

<特例のイメージ：中学校の普通免許状を取得する場合>

	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	イ 教科に関する専門的事項 ロ 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）（一定の単位数以上修得すること）	28	28	12
		差分16単位 (28-12)		
教育の基礎的理解に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解（1単位以上修得） ヘ 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	10	6
		差分4単位 (10-6)		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	イ 道徳の理論及び指導法（一種：2単位、二種：1単位） ロ 総合的な学習の時間の指導法 ハ 特別活動の指導法 ニ 教育の方法及び技術 ホ 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法（1単位以上修得） ヘ 生徒指導の理論及び方法 ト 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 チ 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	10	10	6
		差分4単位 (10-6)		
教育実践に関する科目	イ 教育実習（学校インターンシップ（学校体験活動）を2単位まで含むことができる。）（5単位） ロ 教職実践演習（2単位）	7	7	7
大学が独自に設定する科目	指定大学が加える科目を充てることが可能	28	4	4
		83	59	35

**計24単位
(16+4+4)
まで
指定大学が
加える科目
を充てること
が可能**